

ゴールデンウィーク期間中の窓口について

市民課窓口を特別開庁します

ゴールデンウィーク期間の前後では、多くの方の来庁が見込まれます。混雑緩和のため休日に市民課窓口を開庁します。時間に余裕をもってお越しください。

他市区町村・関係各課等に確認を必要とする手続きにつきましては、再度平日にお越しいただくこともありますのでご了承ください。

■開庁日時 4月30日(火)、5月2日(木) 両日とも午前8時30分～正午

■場所 市民課（市役所1階）

取扱業務	注意事項
<ul style="list-style-type: none"> 住民異動届出（転入・転出・転居・世帯変更） 印鑑登録 証明書の交付 <ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し、住民票記載事項証明 印鑑登録証明書 戸籍全部・個人事項証明（戸籍謄本・抄本） 戸籍附票の写し 身分証明書 マイナンバーカードの交付 電子証明書の発行 パスポート関連業務 国民健康保険及び国民年金の取得・喪失手続き 	<ul style="list-style-type: none"> 特別開庁日にはマイナンバーカード・住民基本台帳カードを使っての転入、住民基本台帳カードの継続利用手続きはできません。 住居表示地区（大光寺・花の木・大松山・駅東）への住所異動のうち住居表示が付番されていない建物への届出、仁良川・田中・石橋等区画整理地区への住所異動は受付できません。 特別開庁日に申請したパスポートは5月13日(月)以降の受け取りです。

■問い合わせ先 市民課 ☎(32)8896

戸籍関係の届出

婚姻届や出生届などの戸籍の届出は休日も受け付けています。ゴールデンウィーク期間中受付分については次のとおりとなりますのでご注意ください。

注意事項

- 届出書の内容に不備があった場合は、証明書類の発行開始日が遅れることや届出自体が無効になる場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。
- 特に婚姻届を提出予定の方は、平日窓口で事前審査を受けていただければ、婚姻記念日が変わってしまうことなく受理されます。

届出内容が反映された証明書類の発行開始日

住民票、受理証明書 5月8日(水)～

戸籍謄本、戸籍抄本 5月15日(水)～

※住所地や本籍地が下野市ではない場合は、発行できるようになるまでさらにお時間がかかります。

出生届について

- 母子手帳への記載や児童手当、お誕生連絡票などの手続きは5月7日(火)以降の受付となります。
- 原則、お子様が産まれた日から14日以内にご提出いただくものですが、14日目が休日に当たる場合は、休日明けの日でも提出することができます。

出生日	出生届の期限
4月13日(土)	4月26日(金)
4月14日(日)	5月7日(火)

■問い合わせ先 市民課 ☎(32)8897

児童手当の手続き

児童手当は、申請した月の翌月分から支給されます。ただし、異動日（誕生日や転入日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば支給の対象となります。

※申請が遅れた場合は、遅れた月分の手当が受けられなくなります。ただし、15日目が土・日・祝日等の場合は、休日明けの5月7日(火)までとなります。

■問い合わせ先

こども福祉課 ☎(32)8903